第10期定時株主総会
招集ご通知

証券コード：5885

GDEP Advance

開催日時　2025年８月26日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所　宮城県仙台市青葉区中央一丁目１番１号
ホテルメトロポリタン仙台
３階　星雲

決議事項　議案　取締役４名選任の件

株式会社ジーデップ・アドバンス

株 主 各 位

証券コード 5885
（発送日）2025年８月７日
（電子提供措置開始日）2025年８月５日

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目４番３３
株式会社ジーデップ・アドバンス
代表取締役社長CEO執行役員　**飯野　匡道**

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://info.gdep.co.jp

（上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ」「株式について」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジーデップ・アドバンス」又は「コード」に当社証券コード「5885」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下の「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年８月25日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 **日　　時** 2025年８月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

2 **場　　所** 宮城県仙台市青葉区中央一丁目１番１号　ホテルメトロポリタン仙台　3階　星雲
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3 **目的事項**

報告事項 第10期（2024年６月1日から2025年５月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項 議案　取締役4名選任の件

4 **議決権行使についてのご案内**

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 当日は節電への取組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2025年8月26日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年8月25日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年8月25日（月曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

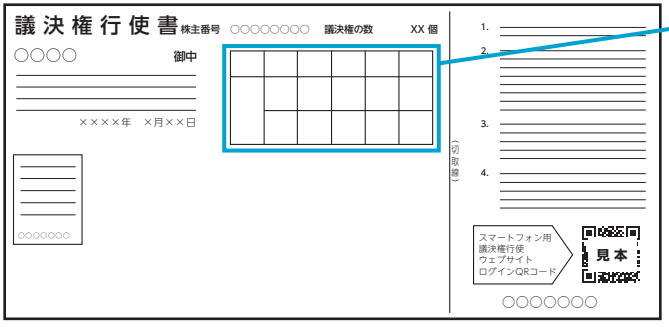

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案		
● 全員賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合	≫	「否」の欄に○印
● 一部の候補者を反対する場合	≫	「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

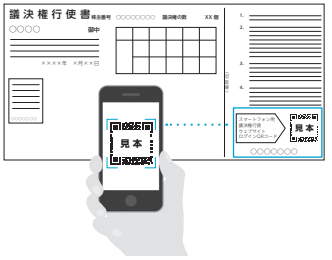

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

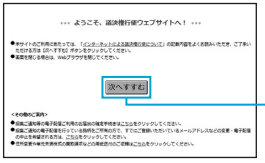

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

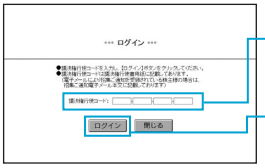

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

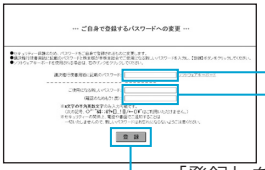

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）

（受付時間　9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案　取締役4名選任の件

現在の取締役5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、委任型執行役員制度の導入に伴い経営体制の効率化のため1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

飯野（いいの）　匡道（ただみち）

再任

生年月日
1965年7月3日

所有する当社の株式数
105,600株

在任年数
9年7か月

取締役会出席状況
16/16回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 6 月	オムロン・マイコンシステムズ株式会社 （現　ソフトバンク株式会社）入社
1993年11月	トーワ電機株式会社入社
2001年 8 月	トーワ電機株式会社取締役就任
2016年 1 月	当社代表取締役社長就任
2025年 4 月	当社代表取締役社長CEO 執行役員就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

当社のファウンダー兼代表取締役として創業時から経営の中心となって当社の成長に貢献していただいております。当社ミッションを具現化する人物であり、企業風土を醸成する中心にいます。また、短期的視点ではなく5年後、10年後にどういった成長をしていくべきかを考え、経営方針を策定しており、中長期的な企業価値向上に中心となって貢献していただけると認識しております。特に貢献が期待される分野は「事業戦略」「グローバル」「AI」「企画」「営業・マーケティング」となります。

候補者番号 2

大橋（おおはし）　達夫（たつお）

再任

生年月日
1978年9月14日

所有する当社の株式数
52,800株

在任年数
5年7か月

取締役会出席状況
16/16回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年12月	監査法人トーマツ　（現　有限責任監査法人トーマツ）入所
2006年 8 月	あずさ監査法人　（現　有限責任あずさ監査法人）入所
2016年 8 月	株式会社スカイパレスアソシエイツ入社
2019年 4 月	株式会社manaby入社
2019年 8 月	株式会社フローディア入社
2019年11月	トーワ電機株式会社入社
2020年 1 月	当社取締役就任
2020年 4 月	当社取締役経営管理部長就任
2025年 4 月	当社取締役CFO 執行役員　経営管理本部長就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

取締役就任以来経営管理担当取締役として当社の成長に貢献していただいております。また当社ミッションや企業風土を従業員に周知しております。さらにサステナビリティ戦略策定の中心として活躍することが期待されることから、中長期的な企業価値向上に貢献していただけると認識しております。特に貢献が期待される分野は「財務・会計」「法務・リスクマネジメント」「人事」となります。

候補者番号 3

栗原（くりはら） さやか

（戸籍上の氏名：高橋さやか）

再 任

生年月日
1977年11月8日

所有する当社の株式数
―株

在任年数
4年２か月

取締役会出席状況
16/16回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 4 月	司法研修所入所
2004年10月	司法研修所終了
	岩田合同法律事務所入所
2012年 3 月	仙台あさひ法律事務所開設
	パートナー弁護士就任（現任）
2017年 3 月	株式会社スカイパレスアソシエイツ　社外監査役就任
2021年 6 月	当社社外取締役就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

弁護士、特に企業法務に関しての高度な専門知識及び豊富な経験を有しております。当社取締役就任後は取締役会での執行取締役の監督はもちろんのこと、指名・報酬委員会の議長として、客観的・中立的な立場から当社のコーポレートガバナンスを監督していただいております。そのため過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、今後も社外取締役として、これまでのご経験を活かし当社のコーポレートガバナンスを監督していただくことで、当社の組織力が向上し、中長期的な企業価値向上に貢献していただけると認識しております。特に貢献が期待される分野は「法務・リスクマネジメント」「人事」となります。

候補者番号 4

かみやま　とおる
上山　亨

新 任

生年月日
1977年10月11日

所有する当社の株式数
―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4 月	野村證券株式会社入社
2017年 8 月	カケルパートナーズ合同会社設立 代表社員就任（現任）
2017年11月	HEROZ株式会社　取締役（監査等委員）就任（現任）
2020年 2 月	株式会社いつも 社外監査役就任
2020年 6 月	株式会社いつも 取締役（監査等委員）就任（現任）
2022年12月	株式会社M&A 総合研究所 社外取締役就任
2023年 3 月	株式会社M&A 総研ホールディングス 社外取締役就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

証券会社での豊富な経験及び当該経験に基づく企業価値向上関連のコンサルティング業務の経験を有しております。そのため過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の企業価値向上に貢献していただけると認識しております。また、複数社での社外役員の豊富な経験に基づき、当社のコーポレートガバナンスを監督していただくことで、当社の組織力向上、コーポレートガバナンス強化に貢献していただけると認識しております。特に貢献が期待される分野は「事業戦略」「IR」「コーポレートガバナンス」となります。

(注) 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．栗原さやか氏及び上山亨氏は、社外取締役候補者であります。
3．栗原さやか氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年2か月となります。
4．当社は、栗原さやか氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額としております。栗原さやか氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、上山亨氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5．当社は、栗原さやか氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、上山亨氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には補填の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2025年5月31日）現在の株式数を記載しております。

事業報告（2024年６月１日から2025年５月31日まで）

1 株式会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加などがあったものの、物価上昇に対し実質賃金の上昇が伴っていないこともあり、全体として緩やかな回復の動きが続きました。一方で、原材料価格の高止まりや地政学リスク、為替の急激な変動、直近の米国による関税政策動向等により先行きについては不透明な状態が続いております。

このような経済環境の中、国内企業のIT関連への設備投資の需要は高く、生産性向上、競争力強化や省人化のためのデジタル化に向けたIT投資需要は底堅く推移しました。特に生成AIの実用化が加速し、高性能なGPUサーバー及びそれを活用したAIインフラ構築需要が拡大いたしました。

このような状況下で、当社はミッションである「Advance with you　世界を前進させよう」のもと、収益拡大に取り組んでまいりました。

当事業年度においては、生成AI関連の設備投資需要を背景として売上高6,630,931千円（前期比50.0％増）、営業利益839,910千円（同26.7％増）、経常利益796,087千円（同22.0％増）、当期純利益536,804千円（同24.2％増）となりました。

なお、当社はシステムインキュベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当期の期末配当金につきましては、2025年７月14日開催の取締役会におきまして、日頃の株主の皆様の支援にお応えするべく、１株につき23円とさせていただきました。

この結果、当期の年間配当金は前期に比べて6.25円増配の１株につき23円となります。

売上高	前期比	経常利益	前期比
6,630百万円	50.0%増	796百万円	22.0%増

営業利益	前期比	当期純利益	前期比
839百万円	26.7%増	536百万円	24.2%増

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、100,922千円であり、その主な内容は検証用サーバー機の購入であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

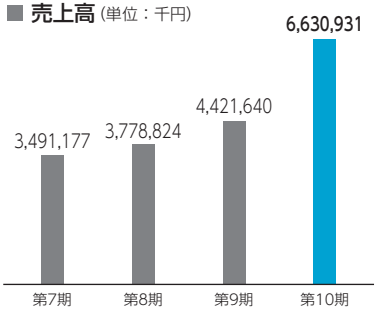

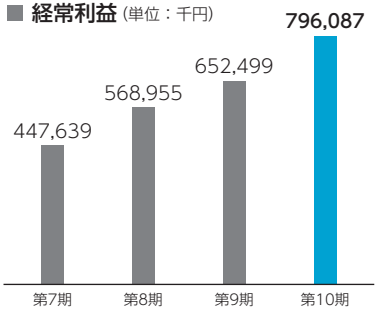

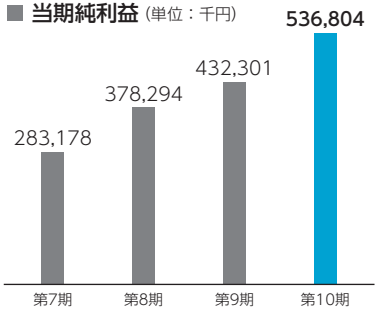

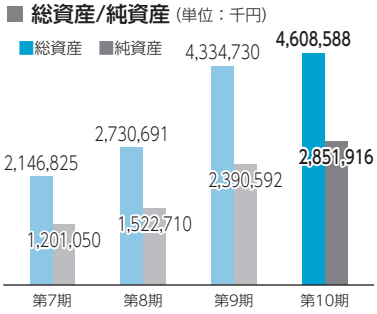

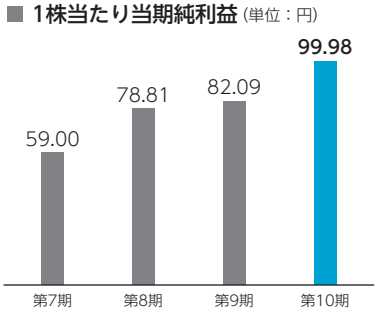

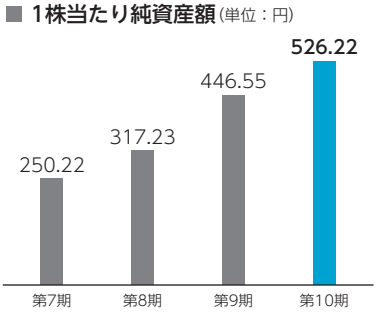

区　分	第7期 (2022年5月期)	第8期 (2023年5月期)	第9期 (2024年5月期)	第10期 (当事業年度) (2025年5月期)
売上高 (千円)	3,491,177	3,778,824	4,421,640	**6,630,931**
経常利益 (千円)	447,639	568,955	652,499	**796,087**
当期純利益 (千円)	283,178	378,294	432,301	**536,804**
1株当たり当期純利益 (円)	59.00	78.81	82.09	**99.98**
総資産 (千円)	2,146,825	2,730,691	4,334,730	**4,608,588**
純資産 (千円)	1,201,050	1,522,710	2,390,592	**2,851,916**
1株当たり純資産額 (円)	250.22	317.23	446.55	**526.22**

(注) 1．当社は、2023年1月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第7期（2022年5月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2．当社は、2024年12月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第7期（2022年5月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 技術革新への対応

当社の属する市場においては技術革新が猛烈なスピードで行われており、特にAI技術の進歩は目覚ましく、生成AIの実用化が加速しており、市場の成長とともにテクノロジーが進化しております。このような市場環境の下で当社が成長できているのは複数のグローバルコンピューティングカンパニーからのパートナー認定を活かして、新技術をいち早く取り込んだ豊富なソリューションを提供できていたことによるものと認識しております。

そのため、当社が今後更なる成長をしていくためには新技術に適時に対応した「AI・ビジュアライズソリューションサービス」を提供していくことが課題であると認識しております。このような課題に対応するため、パートナーからの適時な情報収集、及びその情報の共有を目的とした継続的な研修、更に優秀な人材の確保に取り組んでおります。

② ストック型売上の拡大

当社が今後継続的かつ安定的に成長していくためには、フロービジネスのみならずストックビジネスを増やしていく必要があると認識しております。そのため、ストックビジネスである「Service & Support」や「サブスクリプションサービス」の提供を増加させる取り組みを推進してまいります。

③ 優秀な人材の確保

当社の企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なソリューションを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると認識しております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社では様々なバックボーンを持つ人材の採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

④ 内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社は今後より一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化や内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

⑤ 認知度の向上

当社は、これまで自社WEBサイトの運営、学会、展示会への出展等を通じて顧客を獲得してまいりました。提供するサービスを顧客企業へ拡販し、当社の成長を実現するためには、当社及び提供するサービスの認知度の更なる向上が必要であると考えております。今後も、費用対効果を見極めながら従前のインターネット、展示会に加えてマスメディア等を活用し、更なる認知度の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年５月31日現在)

当社は「Advance with you　世界を前進させよう」をミッションに掲げ、「システムインキュベーション事業」を展開しております。

当社の事業は「システムインキュベーション事業」の単一セグメントでありますが、「DXサービス」及び「Service & Support」の２つのサービスを提供しております。

「DXサービス」はソリューション提供のフローのヒアリングから環境設定までを対象としており、主なサービス内容としては顧客の課題解決に適したハードウエア及びソフトウエアの提供と、ハードウエアを効果的かつ効率的に動作させる環境の構築であります。ハードウエアの提供形態についてはオンプレミスのみならずクラウドやレンタルといった形態で提供するサブスクリプションサービスを提供しており、多様な顧客ニーズに柔軟に対応することが可能であります。

「Service & Support」は提供したソリューションの運用支援を対象としており、当社の「DXサービス」を提供した顧客に対して、常に最新で安定したシステムをご利用頂くためにハードウエアの保守と、継続的な開発環境のアップデートを組み合わせた運用支援を提供しております。当社の顧客は研究開発を行っている顧客が多く、その後の安定稼働は重要な顧客ニーズとなっており、そのニーズに沿ったソリューションとして、この「Service & Support」を提供しております。

サービス区分	主なサービス内容
①　DXサービス	AI・ビジュアライズソリューションサービス その他DXソリューションサービス サブスクリプションサービス
②　Service & Support	ハードウエアの保守 継続的な開発環境のアップデート

(6) 主要な営業所 (2025年５月31日現在)

仙台本店	宮城県仙台市
東京本社	東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2025年５月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	10名増	41.2歳	3.0年

(注) 人材への投資を積極的に行う方針のもと、採用活動をした結果、前事業年度に比べて使用人数が10名増加しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2025年５月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年５月31日現在)

① 発行可能株式総数　19,200,000株

(注) 2024年12月１日付で実施した株式分割（普通株式１株を４株に分割）に伴い、発行可能株式総数は14,400,000株増加しております。

② 発行済株式の総数　5,413,600株（うち自己株式424株）

(注) １．2024年12月１日付で実施した株式分割（普通株式１株を４株に分割）により、発行済株式の総数は4,018,200株増加しております。
２．ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は57,000株増加しております。

③ 株主数　3,435名

④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ＩＡＭ	3,032,000	56.01
飯野　亜矢子	302,400	5.59
野村信託銀行株式会社（投信口）	222,200	4.10
飯野　匡道	105,600	1.95
大橋　達夫	52,800	0.98
楽天証券株式会社	33,000	0.61
野村證券株式会社	27,300	0.50
株式会社ＳＢＩ証券	21,373	0.39
岩崎　泰次	20,200	0.37
小島　広	20,000	0.37

(注) １．持株比率は小数第３位を四捨五入して表示しております。
２．持株比率は自己株式（424株）を控除して計算しております。
３．当事業年度末における野村信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。
４．2025年２月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）、野村アセットマネジメント株式会社が2025年１月31日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

氏名または名称	持株数（株）	持株比率（%）
野村證券株式会社	22,900	0.43
ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL　PLC）	20,000	0.37
野村アセットマネジメント株式会社	228,600	4.26

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年12月１日付で普通株式１株を４株に分割し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は19,200,000株に、発行済株式の総数は5,357,600株となりました。

3 新株予約権等の状況

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務遂行の対価として交付した新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2021年１月15日
新株予約権の数		180個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　144,000株 (新株予約権1個につき　800株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　134,400円 (1株当たり　168円)
権利行使期間		2023年１月16日から 2031年１月15日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　78個 目的となる株式数　62,400株 保有者数　２名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があると当社取締役会が認める場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 当社の取締役会がその株式を国内又は国外の証券取引所に上場することを決議する日までは、これを行使することができない。

(4) 本新株予約権は株式上場日から1年経過するまでは新株予約権の30%まで、株式上場日から1年経過後2年以内では新株予約権の60%までしか行使できない。本新株予約権は当社の普通株式が株式公開の日まで行使できない。

(5) 2024年12月１日付で行った１株を４株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2024年10月11日
新株予約権の数		17個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 13,600株 (新株予約権1個につき 800株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 2,048,000円 (1株当たり 2,560円)
権利行使期間		2026年11月６日から 2034年10月11日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 13,600株 交付対象者数 ２名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 交付対象者数 －名

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があると当社取締役会が認める場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権は行使が可能になった日から1年経過するまでは新株予約権の30％まで、行使が可能になった日から1年経過後2年以内では新株予約権の60％までしか行使できない。

(4) 2024年12月１日付で行った１株を４株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年５月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO 執行役員	飯野匡道	
取締役CFO 執行役員	大橋達夫	経営管理本部長
取締役 執行役員	小島広	ソリューション営業担当部長
取締役	栗原さやか (戸籍名：高橋さやか)	仙台あさひ法律事務所　パートナー弁護士
取締役	林憲一	SambaNova Systems Japan合同会社
常勤監査役	山縣邦雄	
監査役	星伸之	合同会社B＆Cコンサルタント　代表社員 B＆C総合会計事務所　所長
監査役	深澤俊博	仙台かがやき法律事務所　代表弁護士

(注) 1．代表取締役社長飯野匡道氏は、2025年４月１日付で代表取締役社長CEO 執行役員に就任いたしました。
2．取締役大橋達夫氏は、2025年４月１日付で取締役CFO 執行役員 経営管理本部長に就任いたしました。
3．取締役小島広氏は、2025年４月１日付で取締役 執行役員 ソリューション営業担当部長に就任いたしました。
4．取締役栗原さやか氏及び林憲一氏は、社外取締役であります。
5．監査役山縣邦雄氏、星伸之氏及び深澤俊博氏は、社外監査役であります。
6．社外監査役星伸之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．社外取締役栗原さやか氏及び社外監査役深澤俊博氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．社外役員の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
9．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬委員会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針を定めております。当方針としては月額の固定報酬を基本的な構成としつつ、非金銭報酬である新株予約権を会社の業績・経営戦略等の状況を勘案しつつ、取締役のインセンティブ向上のために適切と判断される場合には付与する方針としております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が作成した原案について報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認した上で、取締役会において検討し決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬（千円）	業績連動報酬等（千円）	退職慰労金（千円）	
取締役（うち社外取締役）	59,766（4,800）	59,766（4,800）	—	—	5（2）
監査役（うち社外監査役）	9,600（9,600）	9,600（9,600）	—	—	3（3）

(注) 1．取締役の金銭報酬の額は、2020年１月27日開催の臨時株主総会において年額１億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は３名です。

2．監査役の金銭報酬の額は、2022年８月26日開催の第7期定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

3．上記のほか、2022年８月26日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止するとともに、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。当事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、225,931千円となっております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　栗原さやか	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 取締役会では弁護士としての豊富な知識・経験を活かした専門的見地から積極的に意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会１回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役　林憲一	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 取締役会ではAI等に関する豊富な知識・経験を活かして積極的に意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会１回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外監査役　山縣邦雄	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。 取締役会においては、監査役としての豊富な知識・経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会１回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役　星伸之	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。 取締役会においては、公認会計士としての豊富な知識・経験を活かした専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会１回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外監査役　深澤俊博	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。 取締役会においては、弁護士としての豊富な知識・経験を活かした専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会１回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,610
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,610

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査証明業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象
太陽有限責任監査法人

② 処分内容
契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由
他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ)「コンプライアンス規程」に従い、全役職員に法令、定款、規程及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規程及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

ロ)法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規程に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。

ハ)取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。

ニ)監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。

ホ)内部監査担当者は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ)取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

ロ)取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ)リスク管理について「リスク管理規程」により基本事項を定めた上で、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。

ロ)リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。

ハ)大規模災害等の不測の事態を想定した事業継続計画を策定し、損害の最小化及び事業活動の早期復旧を図るべく迅速に行動する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ)「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

ロ)「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。

ハ)予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

ニ)意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ)監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。

ロ)監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。

ハ)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ)監査役は、取締役会のほか、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。

ロ)監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業内容及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果を報告する。

ハ)取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ)社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長CEOや取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

ロ)監査役は、代表取締役社長CEOとの定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。

ハ)監査役は、内部監査担当者と緊密な連携を保ち、情報交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【運用状況】

毎月1回の全社ミーティング時にコンプライアンス遵守の必要性を担当取締役から説明するとともに、内部通報窓口を設置し、コンプライアンス違反やその恐れがある事実を早期に発見・是正できる仕組みを整えております。

また取締役会の実効性確保の観点から、社外取締役2名を選任することにより、取締役会の監督機能の向上を図っております。更に監査役による監査や内部監査を実施することにより、コンプライアンス体制を整備・推進しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【運用状況】

情報を保存しているクラウドストレージ及び基幹システムへのアクセス権を取締役及び監査役に付与することにより、取締役及び監査役が必要なときに適時に情報を閲覧できる管理体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【運用状況】

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を年4回開催し、リスクについて審議を行っております。また、大規模災害等からの早期復旧、損害の最小化を目的として、事業継続計画を策定・周知しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【運用状況】

取締役会については月1回以上開催しており、かつ、取締役会開催の3日前までに議案書及びその資料を取締役及び監査役に送付しております。

また毎月の取締役会において予算と実績との乖離の状況、予算達成の施策、着地見込などについて報告が行われております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

【運用状況】

監査役が必要と認めた場合、経営管理本部担当者を補助すべき使用人としてアサインする仕組みを構築しております。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

【運用状況】

監査役は営業会議等、取締役会以外の会議に出席しております。また監査役と内部監査担当者は日常的にコミュニケーションを図ることにより、適時に監査役に報告すべき事項を報告する仕組みを整えております。

⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

【運用状況】

内部通報規程の中で、通報者保護の規定を設けることにより、通報者を保護する仕組みを整えております。

⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

【運用状況】

監査役の監査に係る費用については所定の手続きに従い、償還等を行っております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【運用状況】

監査役と代表取締役社長CEOを含む取締役とは定期的に面談を開催し、意見交換を行っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長に応じた株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付けており、利益の配分にあたっては、企業価値向上に向けて投資は行いつつ、毎期配当性向をあげていく方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本的な方針としております。当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めている他、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、財務体質を強化するとともに、今後の事業拡大のための投資等に充当していく方針であります。

当期の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、取締役会決議により１株当たり配当金として、前期の67円（株式分割後換算16.75円）から１株当たり6.25円増配し、23円（配当性向23.0%）とさせていただきました。

（注）当社は、2024年12月1日付で、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。2025年5月期の１株当たりの配当金については、当該株式分割の影響を考慮した金額を記載しております。

計算書類

貸借対照表（2025年５月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**4,391,214**
現金及び預金	3,334,112
売掛金	90,871
商品	960,913
前払費用	3,549
その他	1,766
固定資産	**217,374**
有形固定資産	**134,563**
建物	20,322
工具、器具及び備品	114,240
無形固定資産	**32,419**
ソフトウエア	6,733
ソフトウエア仮勘定	25,080
その他	605
投資その他の資産	**50,392**
その他の関係会社有価証券	524
長期前払費用	327
繰延税金資産	22,147
その他	27,393
資産合計	**4,608,588**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**1,027,257**
支払手形	1,212
買掛金	253,446
未払金	64,542
未払法人税等	193,545
前受金	455,845
預り金	10,803
その他	47,861
固定負債	**729,414**
長期前受金	503,482
長期未払金	225,931
負債合計	**1,756,672**
(純資産の部)	
株主資本	**2,848,518**
資本金	290,879
資本剰余金	891,501
資本準備金	330,879
その他資本剰余金	560,621
利益剰余金	1,667,124
その他利益剰余金	1,667,124
繰越利益剰余金	1,667,124
自己株式	△987
株主資本合計	**2,848,518**
新株予約権	**3,398**
純資産合計	**2,851,916**
負債・純資産合計	**4,608,588**

損益計算書（2024年６月１日から2025年５月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**6,630,931**
売上原価	**5,293,358**
売上総利益	**1,337,572**
販売費及び一般管理費	**497,662**
営業利益	**839,910**
営業外収益	**18,953**
受取利息	18,243
その他	710
営業外費用	**62,776**
為替差損	62,776
経常利益	**796,087**
税引前当期純利益	**796,087**
法人税、住民税及び事業税	274,291
法人税等調整額	△15,008
当期純利益	**536,804**

株主資本等変動計算書（2024年６月１日から2025年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	285,125	325,125	560,621	885,746
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の発行）	5,754	5,754		5,754
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	5,754	5,754	－	5,754
当期末残高	290,879	330,879	560,621	891,501

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,219,990	1,219,990	△270	2,390,592	－	2,390,592
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の発行）				11,509		11,509
剰余金の配当	△89,670	△89,670		△89,670		△89,670
当期純利益	536,804	536,804		536,804		536,804
自己株式の取得			△717	△717		△717
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					3,398	3,398
当期変動額合計	447,133	447,133	△717	457,925	3,398	461,324
当期末残高	1,667,124	1,667,124	△987	2,848,518	3,398	2,851,916

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及びクラウドサービスに係る資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 「DXサービス」のうち「AI・ビジュアライズソリューションサービス」及び「その他DXソリューションサービス」に係る収益

「DXサービス」のうち「AI・ビジュアライズソリューションサービス」においては、AIを研究している顧客及びビジュアライゼーションの研究・開発を行っている顧客向けに、学習機やサーバー、ビッグデータストレージ等の販売及び環境構築のサービス提供を行っております。「DXサービス」のうち「その他DXソリューションサービス」においては、ビッグデータの処理や科学技術計算などのハイパフォーマンスな演算を行う顧客向けに、ビッグデータストレージやHPCサーバーといったハードウエアやソフトウエア及びツールの提供を行っております。このようなサービスについては、財又はサービスの顧客への引き渡し、検収の受領等、契約上の受渡条件を充足することで、履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引の対価は個別の契約による支払条件に基づき適宜受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 「DXサービス」のうち「サブスクリプションサービス」及び「Service & Support」に係る収益

「DXサービス」のうち「サブスクリプションサービス」においては、クラウドサービス及びレンタルサービスを提供しております。また、「Service & Support」においては、「DXサービス」を提供した顧客向けに、ハードウエアの保守及び運用支援サービスを提供しております。これらのサービスについては、当社のサービスを契約期間にわたって顧客が利用可能であり、契約期間の経過につれて当該役務の履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し収益を認識しております。また、取引の対価は個別の契約による支払条件に基づき適宜受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

なお、前事業年度の「受取利息」は25千円であります。

(未適用の会計基準等に関する注記)

- 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- 「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　118,888千円

2. 取締役等に対する長期金銭債務

長期未払金　225,931千円

長期未払金は、2022年８月26日開催の第7期定時株主総会において、承認可決された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　5,413,600株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　424株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年7月12日 取締役会	普通株式	89,670	67	2024年 5月31日	2024年 8月29日

（注）　当社は、2024年12月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	124,503	23	2025年 5月31日	2025年 8月27日

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　144,000株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。デリバティブ取引は現在行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金は全て１年以内の支払い期日であり、流動性リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての預金残高の範囲内にあります。長期未払金は、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時に支給する予定であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先について定期的にモニタリング等を行い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、デリバティブを使用したリスクヘッジを行っておりませんが、原則として債務については債務の発生翌月に支払を行うことによりリスクを最小限に抑えるよう努めております。また、為替や金利等の変動リスクについて、市況の変動状況を継続的にモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営管理本部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年５月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期未払金	225,931	194,542	△31,389
負債計	225,931	194,542	△31,389

(注) 1．現金及び預金、売掛金、支払手形、買掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2．市場価格のない株式等の貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他の関係会社有価証券	524

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期未払金	—	194,542	—	194,542
負債計	—	194,542	—	194,542

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期未払金

個人の退任時期を見積り、当該退任時期に基づく無リスク利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,156千円
未払賞与	894千円
減価償却の償却超過額	8,108千円
役員退職慰労引当金	71,110千円
その他	4,145千円
繰延税金資産小計	93,415千円
評価性引当額	△71,267千円
繰延税金資産合計	22,147千円
繰延税金資産の純額	22,147千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%
留保金課税	2.68%
その他	△0.86%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.57%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年６月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更して計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

（持分法損益等に関する注記）

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、システムインキュベーション事業の単一セグメントでありますが、サービスの収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	DXサービス（千円）	Service & Support（千円）	合計（千円）
顧客との契約から生じる収益	6,154,049	476,882	6,630,931
外部顧客への売上高	6,154,049	476,882	6,630,931

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当事業年度（千円）
契約負債（期首残高）	1,195,912
契約負債（期末残高）	959,328

貸借対照表上、契約負債は「前受金」及び「長期前受金」に計上しております。契約負債は、顧客からの前受金であり、収益認識の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていた額は、748,838千円であります。また、当事業年度において、契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当事業年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当事業年度（千円）
１年以内	562,938
１年超２年以内	331,238
２年超３年以内	217,132
３年超	204,158
合計	1,315,468

(１株当たり情報に関する注記)

１株当たり純資産額　526円22銭
１株当たり当期純利益　99円98銭

(注)　当社は、2024年12月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年７月18日

株式会社ジーデップ・アドバンス
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東北事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤　哲

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島川　行正

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジーデップ・アドバンスの2024年６月１日から2025年５月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年６月１日から2025年５月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年７月18日

株式会社ジーデップ・アドバンス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　**山縣　邦雄**
監査役（社外監査役）　**星　伸之**
監査役（社外監査役）　**深澤　俊博**

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルメトロポリタン仙台　３階　星雲
宮城県仙台市青葉区中央一丁目１番１号　電話 022-268-2525

交通

ＪＲ仙台駅西口より　徒歩１分
地下鉄仙台駅南６出口より　徒歩１分

※ホテル駐車場の収容台数には限りがあるため駐車できない場合もございます。
　なるべく公共交通機関をご利用のうえ、ご来場くださいますようお願い申しあげます。